

4月1日(月)から市の組織が変わります

組織の体制強化等に伴い、市の組織を一部変更します。

☎行政管理課 ☎963-9313

●こども家庭センター「ここベース」を設置

妊産婦、18歳までのお子さん、妊産婦・お子さんのいる家庭を包括的に切れ目なく支援します。

業務内容

母子保健担当 母子健康手帳の交付、出産・子育て応援金、産後ケア事業等

家庭支援担当 子育て・児童虐待の相談、ショートステイ等

家庭児童相談室 お子さんに関する悩み・養育等の相談

*こども家庭センターの設置に伴い、母子健康手帳、妊婦健診助成券等の保健センターでの交付はできなくなります

☎こども家庭センター(第二庁舎2階)▷母子保健担当…☎963-9179、▷家庭支援担当・家庭児童相談室…☎963-9319

●新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止

☎健康づくり推進課 ☎960-1100

●谷中分署に救急隊を1隊増隊

☎救急課 ☎974-0107

●ふるさと納税推進室を設置

☎経済振興課 ☎967-4680

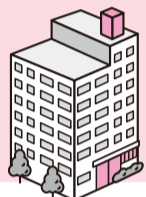
市立病院

●神経内科を「脳神経内科」に改正

●「経営企画課」を設置

●看護部中央滅菌室・手術室担当を「中央診療部門滅菌管理室」と「看護部手術室担当」に分割

☎市立病院 ☎965-4571



「越谷市マンション管理適正化推進計画」の策定と「越谷市マンション管理計画認定制度」の開始

☎建築住宅課 ☎963-9205

「越谷市マンション管理適正化推進計画」を策定

マンションや、その周辺の良い居住環境を確保するため「越谷市マンション管理適正化推進計画」を策定しました。計画期間は令和6年度～15年度です。



▲詳しくはこちら

本市が取り組むこと

マンションの管理組合や区分所有者による自主的な適正管理を促進します。

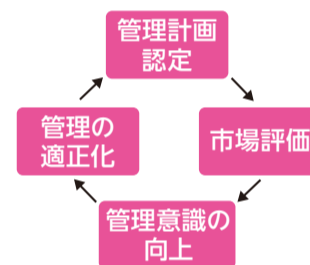
- 1 マンション管理の状況把握**
市内マンションの状況を継続的に把握
- 2 管理運営の当事者意識等の向上**
管理運営に関する情報提供等
- 3 管理組合による適正管理の促進**
適正化法に基づく制度等の周知や推進等

越谷市マンション管理計画認定制度の開始

4月から開始する「越谷市マンション管理計画認定制度」は、適正な管理計画を持つマンションを市が認定する制度です。

認定を受けるメリット

- 管理組合等の意識が向上し、**管理水準の維持向上**が図れる
- 適正に管理されたマンションとして、**市場で評価される**
- 住宅金融支援機構の**金利優遇**が受けられる(要件あり)
- 長寿命化工事を実施する場合、工事完了日の翌年の**固定資産税額が減額**される(要件あり)



認定制度について

認定の有効期間 認定を受けた日から5年間(認定の更新で、有効期間も更新されます)

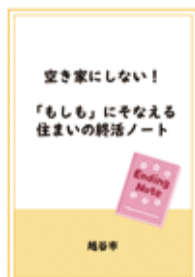
対象 市内の分譲マンション
認定基準 市ホームページを参照
申請方法 市ホームページに掲載している「越谷市マンション管理計画認定制度認定申請の手引き」を参照



市内に住宅・空き家を所有している方へ

☎建築住宅課(本庁舎6階) ☎963-9205

予防 住宅を所有している方へ「住まいの終活ノート」を配布しています



空き家になる要因の約6割が、相続にあると言われてしています。「住まいの終活ノート」を利用して、居住中から自分の気持ちや住まいについて整理し、家族の負担を減らすために、今後について話し合ってみませんか。「住まいの終活ノート」は、建築住宅課、各地区センター、北部・南部出張所等で配布しているほか、市ホームページから印刷できます。



活用 空き家の売却や賃貸を考えている方へ越谷市空家バンクへの登録物件を募集しています

空き家は、賃貸や売却等で、資産として活用できます。越谷市空家バンクでは、空き家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報を広く紹介し、利用希望者とマッチングを行っています。詳しくは、建築住宅課へご相談ください。

管理 空き家を所有している方へ法律が改正されました

法改正についてはこちらから▶



空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。適正な管理がされていない空き家等は、市から勧告を受けると、固定資産税・都市計画税課税標準額の減額が適用されなくなります。

定期的な点検や樹木の管理を行い、建物等に破損等が見られる場合には速やかに修繕を行ってください。また、4月1日(月)から相続登記の申請が義務化されます。不動産を相続したら早めに相続登記をしましょう。



補助 空き家を除却・活用しようとする方へ費用の一部を補助します

対象 空き家の除却・改修をする所有者等
補助額 ▷除却工事…費用の5分の4(上限30万円。未接道敷地に空き家がある場合は上限50万円) ▷改修工事…費用の3分の2(上限30万円)
申込み 4月8日(月)から窓口。予算がなくなりしだい終了
 *詳しくは、市ホームページを参照。または、建築住宅課へ

